

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究 意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する調査研究報告書（抜粋）

1. 国内アンケート調査及び海外質問票調査

（1）国内アンケート調査

国内企業 975 者¹を対象に、現行意匠制度に関するニーズ・意見調査を実施した。

また、国内弁理士・弁護士事務所 49 者²を対象に、現行意匠制度における制度上の問題点等についてのアンケート調査を実施した。

アンケート回答数

対象	アンケート送付数	有効回答数	有効回答率
企業	975	439	45.0%
代理人	49	24	49.0%

（2）海外質問票調査

意匠の出願人である海外企業及び意匠登録出願の代理経験のある海外代理人を対象として、海外質問票調査及び海外現地ヒアリング調査を実施し、現行意匠制度におけるニーズ・意見を収集・整理すること、制度上の問題点等を明らかにした。

海外質問票調査回答数

対象	回答数
企業	5
代理人	7

¹ 日本意匠分類グループ別のバランスを考慮した意匠登録出願件数上位者

² 意匠登録出願代理件数上位の代理人

2. 調査結果概要

(1) 国内出願人・代理人における意匠制度運用の現状認識

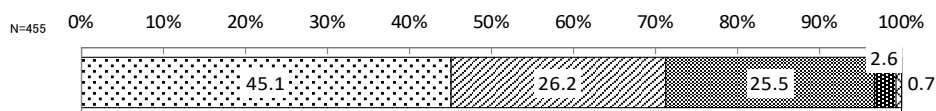
① 通常の使用状態で目に触れない部分の図の省略

現状では、通常の使用状態で目に触れない面であり、意匠上の特徴があらわれない面であっても、意匠全体の形態を特定するために、そのような面について図の提出を省略することはできない。これに関しては、「省略可能とすべき」とする意見が企業・代理人とも多く見られた。一方で、「省略可能とすべきでない」という意見の中には、「流通時の意匠全体の形態がわかることが望ましい」、「意匠権の抵触の判断が困難となる」、「物品の特定に支障が生じる」、「設置前には取引者の注意を引く部分に該当する場合がある」、「海外の登録例は、権利範囲がわからないことがある」等指摘する意見も見られた。

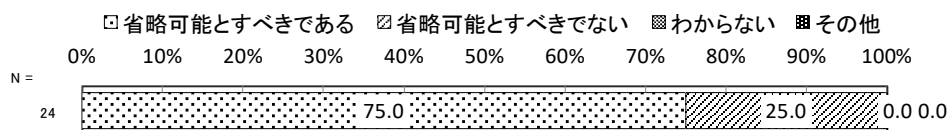
通常の使用状態で目に触れない部分の図の省略【企業】【代理人】

【質問】例えば本棚の背面や底面、照明器具の壁への設置面のように、通常の使用状態では目に触れない面であって、意匠上の特徴があらわれない面であっても、日本においては、現状では、意匠全体の形態を特定するために、そのような面についても、図の提出を省略することはできませんが、今後は省略可能とすべきとお考えですか。

【企業】 □ 省略可能とすべきである ▨ 省略可能とすべきでない ▩ わからない ■ その他 □ 無回答



【代理人】



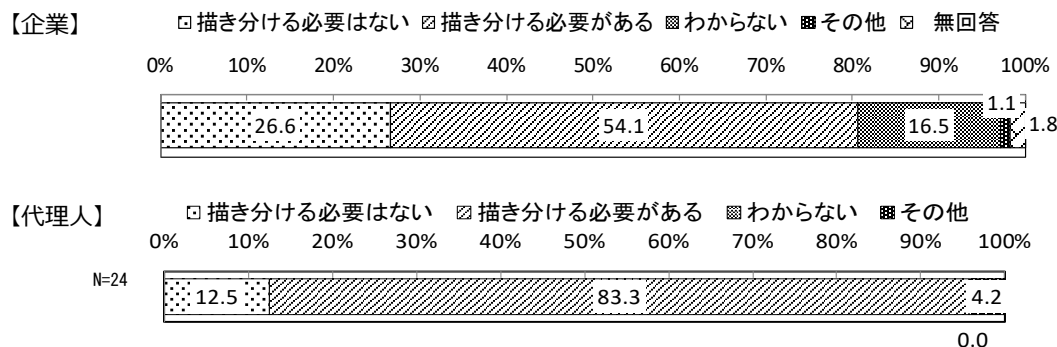
② 部分意匠における意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との描き分けの省略

日本における部分意匠に際して、「意匠の説明」の欄における記載によって、意匠登録を受けようとする部分が特定できる場合の、図面等における意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分ける必要の有無については、文言での特定では、不明確となる場合が発生する恐れがある等の理由から、「現行どおり

の運用」を求める意見が特に代理人に多く、描き分けの省略については消極的である。

部分意匠における意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との描き分けの省略 【企業】【代理人】

【質問】「意匠の説明」の欄における説明により、意匠登録を受けようとする部分が特定できる場合には、図面等において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分ける必要はないとお考えですか。



(2) 海外出願人・代理人における意匠制度運用の現状認識

①通常の使用状態で目に触れない部分の図の省略

日本においては、現状では、通常の使用状態で目に触れない面であり、意匠上の特徴があらわれない面であっても、意匠全体の形態を特定するために、そのような面について図の提出を省略することはできない。これに関しては、「省略可能とすべき」とする意見が企業・代理人とも多く見られた。その一方で、「省略可能とすべきでない」という意見の中には、図の省略のあり方と部分意匠における破線による記述との関係を指摘する意見も見られた。

通常の使用状態で目に触れない部分の図の省略

【質問】例えば本棚の背面や底面、照明器具の壁への設置面のように、通常の使用状態では目に触れない面であって、意匠上の特徴があらわれない面であっても、日本においては、現状では、意匠全体の形態を特定するために、そのような面についても、図の提出を省略することはできませんが、今後は省略可能とすべきとお考えですか。

	はい（省略可能とすべき）	いいえ（省略可能とすべきでない）	わからない	その他
企業	4	2	0	0
代理人	5	2	0	0

②部分意匠における意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との描き分けの省略

日本における部分意匠に際して、「意匠の説明」の欄における記載によって、意匠登録を受けようとする部分が特定できる場合の、図面等における意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分ける必要の有無については、図面の省略と比較して、現行どおりの運用を求める意見が特に代理人において多い。また、「破線で表現する方法は現在英国、欧州、米国、韓国、日本において統一されている」ことから、あえてハーモナイゼーションを崩す運用を求めないという意見が見られる。

部分意匠における意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との描き分けの省略

【質問】【日本における部分意匠の意匠登録出願に関する質問です。】「意匠の説明」の欄における説明により、意匠登録を受けようとする部分が特定できる場合には、図面等において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分ける必要は無いとお考えですか。

	描き分ける 必要はない	描き分ける 必要がある	わからない	その他
企業	2	3	0	0
代理人	0	7	0	0

③意匠登録を受けようとする部分を特定する方法の説明の省略

日本の現行の意匠制度においては、部分意匠の場合は、図面等において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分を描き分け、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を、願書の「意匠の説明」の欄に記載する必要がある。

一方、ハーグ協定のジュネーブ改正協定においては、複製物中に表されるが、保護を求めないものについては、説明において、及び/又は点線若しくは破線又は着色により、ディスクレームすることが可能であるとしている。

したがって、国際意匠登録出願においては、図面が実線と破線で描き分けられているものの、破線が何を意味しているのかについて、説明の記載が無いものも見受けられる。

本調査研究における国内外のアンケート調査においては、当該説明の記載の省略の可否について、明示的な質問項目を設けなかったが、海外ヒアリング調査において、ユーザーから、「図面のみが有効であり、追加的な記述は関係ないとしているEUと同様、図面の中で区別できるようにすべきである」、「説明の記載要件の多くが不要であると思う」等の意見も寄せられている。